

# 覚書

浦安市（以下「甲」という。）と法務省大臣官房施設課（以下「乙」という。）及び法務総合研究所（以下「丙」という。）は、法務省浦安総合センター（以下「浦安総合センター」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 乙及び丙は、甲が浦安総合センターを災害対策基本法第49条の7に定める指定避難所として指定することに同意する。

## （使用施設）

第2条 指定避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

名称 法務省浦安総合センター

所在地 千葉県浦安市日の出2丁目1番16号

区分 建物（体育館施設）

面積 1, 376 m<sup>2</sup>

## （使用料）

第3条 指定避難所として使用する場合における使用料は無償とする。

## （使用上の制限）

第4条 甲は、浦安総合センターの設備及び備品類の使用に当たっては、乙又は丙と協議の上、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

2 浦安総合センターを指定避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等の問題が発生した場合、甲乙丙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

3 甲は、乙又は丙から、建物倒壊等の恐れ、業務上の都合等により、指定避難所として浦安総合センターに避難者を滞在させることができないとの申出があった場合は、その申出に従い、避難者を退去させる等、速やかに対応するものとする。

## （国有財産の使用手続）

第5条 甲が浦安総合センターを使用する場合は、乙に対して国有財産使用許可の申請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の申請書を受けたときは、国有財産使用許可書により、浦安総合センターの使用を許可するものとする。

## （生活必需品の確保）

第6条 避難者の食料等生活必需品は、甲において準備するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、避難施設として浦安総合センターの使用を終えるときは、その責任と負担において使用開始時の原状に復するものとする。ただし、地震その他の甲の行為に直接起因しない損壊等の部分並びに乙及び丙が承諾した部分については、この限りでない。

(避難者負傷時の対応)

第8条 浦安総合センターの建物等の損壊等により、避難者が負傷した場合については、その状況を考慮し、甲乙丙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

(有効期限)

第9条 本覚書は、締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙丙において異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第10条 甲乙丙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

(協議)

第11条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙丙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年11月9日

甲 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号  
浦 安 市 長 松 崎 秀 樹



乙 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
法務省大臣官房施設課長 名 執 雅



丙 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
法務総合研究所長 赤根智子

